

令和元年5月1日

シャープ社友会ビデオカメラ同好会 会則

1. 名称

本会はシャープ社友会に属し、「シャープ社友会 ビデオカメラ同好会」と称する。
(以下、ビデオ同好会という)

2. 目的

アマチュアビデオカメラ愛好者として、ビデオ作品の作成を通じて、会員相互の撮影技術及び編集技術等の技能向上に努めると共に、会員相互の親睦並びに地域社会への寄与を図る。

3. 構成

シャープ社友会会員であって、ビデオ同好会に所定の手続を経て、入会した会員で以って構成する。

4. 役員

(1) ビデオ同好会に次の役員を置く。

世話役代表 ----- 1名 (社友会本部へ登録)

書記 ----- 1名

会計 ----- 1名

HP担当 ----- 1名 (社友会本部へ登録)

HP担当については、内容によって「頁」担当者を適宜設定する。

(2) 役員任期

任期は2年とする。但し再任は妨げない。欠員が出た場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5. 活動の内容

(1) 定例会(以下例会と呼称)を原則として月1回開催する。但し必要のある場合は、臨時に会議を開催することが出来る。

(2) 撮影会、研修会、見学会等も適宜行い、会員相互のレベルアップ及び親睦を図る。

(3) 各会員及びビデオ同好会として、適宜会員の拡大発展に努める。

6. 例会

下記内容を基本として進める。例会の進行は原則として世話役代表が行う。

(1) 前月例会よりの継続審議事項や課題のフォロー

審議事項

① 会員より提案のある事項についての審議

② 撮影会や研修会等、ビデオ同好会全体で行う行事に関する審議

③ 会則の見直しに関する審議

④ 活動に必要とする特定機材や材料の購入に関する審議

(2) 情報交換 会員が持っている最近の有意義な情報を交換しあい、会員相互の知識向上や意思疎通を目指す。情報交換はフリートークで進める。

(3) ビデオ作品の公開 会員が撮影／編集したビデオ作品について上映する。上映されるビデオ作品のトータル時間は、会議時間内に終わるように、ある程度時間的制約が発生する場合がある。

上映された作品については、今後の撮影／編集への参考にするために、会員間で意見や感想を述べ合うこととする。

(4) 次回例会日程や課題の確認。

7. 議事録

例会の内容は、書記が議事録としてまとめる。

8. 会費

(1) 新規入会時の入会金 無し

(2) 年会費 1,000円

会員は原則として毎年4月度の例会時に年会費を納入する。

(3) 年会費の免除特例 10.(1)項の休会扱い者で、休会期間が当年4月～翌年3月の1年間に及んだ時その年の会費を免除する。

9. 会計年度

(1) ビデオ同好会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(2) ビデオ同好会の活動と運営に係わる経費は、会員より納める年会費と社友会本部から支給される同好会活動支援費及び寄付金で賄われる。

(3) 年度収支の会計報告は、毎年4月度の例会時に会計が行い会員の承認を得る。

10. 休会及び退会

(1) 休会：病気等のやむを得ない理由で一時参加できない場合、本人の申告により役員承認を得たとき、会員資格を保持したままその期間休会扱いとする。

(2) 退会：会員が死亡したとき及び役員に退会を申し出て退会手続きが行われたとき。

11. ビデオ作品の同好会ホームページ（HP）への掲示

・会員が撮影／編集したビデオ作品は例会時に公開すると共に、その作品はビデオ同好会のHPの作品欄に掲示することが出来る。

【付則】

- ・本会則に定めない事項については、細則に定めて会の運営を行う。
- ・本会則は令和元年5月1日から施行する。